

交流拠点都市～観光立市～

広報みね



2012年
(平成24年)

3/15
No.96



美祢社会復帰促進センターの 2,000人規模への拡充を要望

小川法務大臣

目次【表紙】美祢社会復帰促進センターの増設を法務大臣に要望

- | | |
|--|---------------------------------|
| 2 固定資産課税台帳の閲覧及び
土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧についてお知らせ | 6 犬の登録と狂犬病予防注射日程と会場 |
| 3 病院だより41 | 8 美祢エコタビプロジェクト開催
— お知らせひろば — |
| 4 國本令子の世界
司法書士による無料法律相談会を開催します
高額な外来診療を受ける皆さまへ | 9 3月納付カレンダー |
| 5 やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度のお知らせ
原動付自転車のオリジナルナンバープレートの
デザインを募集します | 10 表紙の説明 |
| 市内の文化財紹介 ^{②1} | 11 教育通信 |
| | 12 美祢通信
総合観光部から |

固定資産課税台帳の閲覧及び 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧についてのお知らせ

詳しい閲覧、縦覧方法は次のとおりです。ご不明な点は税務課固定資産税係までお問い合わせください。

固定資産課税台帳の閲覧について

この制度は、主に納稅義務者が固定資産課税台帳により、自己の資産について課稅内容を確認できる制度です。

固定資産の売買・相続・家屋の新築・増築・取り壊し・土地の現況が変わった人、土地改良事業の換地処分終了の土地所有者及び地籍調査登記完了の土地所有者など、ご自分の資産について確認された人は、次の要領で閲覧できます。

※納稅者には、納付書と同時に固定資産税課税明細書を送付しますので、この明細書でも確認することができます。

閲覧開始日 4月1日(日)から

(土・日曜日、祝日は除く。
4月1日(日)は開庁日)

※4月1日(日)から5月1日(火)
まで手数料は無料です。

閲覧時間 8時30分～17時15分
(4月1日(日)は12時まで)

(4月1日(日)は12時まで)

閲覧場所 税務課、美東・秋芳各総合支所及び各出張所

※本庁、美東総合支所、秋芳総合支所及び全ての出張所で固定資産課税台帳

(写)の発行が可能です。
※4月1日(日)は本庁、美東・秋芳総合支所のみで閲覧できます。

閲覧できる人
①納稅者
②納稅義務者
③納稅管理人
④納稅者と同居の親族（確認が必要となります。）
※納稅者と別居している親族は委任状が必要です。様式は市ホームページからダウンロードできます。

この制度は、納稅者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。縦覧を希望される人は次の要領で縦覧ができます。

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

この制度は、納稅者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。縦覧を希望される人は次の要領で縦覧ができます。

※当該権利の対象となる固定資産について記載された部分のみ

⑧賦課期日（1月1日）以後の新所有者

※当該権利の対象となる固定資産について記載された部分のみ

※納稅者と別居している親族は委任状が必要です。

※縦覧できる人かどうかを確認するため、納稅通知書・課税明細書または運転免許証など、本人確認できるものを窓口でご提示いただきますので、ご協力をお願いします。

※縦覧できる人かどうかを確認するため、納稅通知書・課税明細書または運転免許証など、本人確認できるものを窓口でご提示いただきますので、ご協力をお願いします。

③納稅者と同居の親族及び納稅管理人（確認のため納稅通知書・課税明細書などを持参してください。）

※納稅者と別居している親族は委任状が必要です。

※縦覧できる人かどうかを確認するため、納稅通知書・課税明細書または運転免許証など、本人確認できるものを窓口でご提示いただきますので、ご協力をお願いします。

①窓口備え付けの縦覧整理票に必要事項を記入し、提出してください。

②土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の記載事項は、複写はできませんので、あらかじめ「了承願い」します。

③ご本人所有の土地や家屋以外の評価の内容について

は、個人情報の保護の観点から詳細に説明することはできませんので、あらかじめご了承願います。

④縦覧期間経過後は、開示す

ることはできません。

縦覧時間 8時30分～17時15分
(4月1日(日)は12時まで)

縦覧場所

美祢地域分・税務課
美東地域分・美東総合支所
秋芳地域分・秋芳総合支所
(各出張所では縦覧できません。)

①納稅者
②納稅者から委任を受けた人（必ず委任状を持参してください。）

③ご本人所有の土地や家屋以

外の評価の内容について

は、個人情報の保護の観点

から詳細に説明することは

できませんので、あらかじめご了承願います。

④縦覧期間経過後は、開示す

ることはできません。

病院だより41

美祢市立病院栄養科は、美祢市立病院と併設の介護老人保健施設グリーンヒル美祢の食事を管理しています。
「安全で安心な食事の提供」を基本方針の一番目に掲げ、一つの厨房で、二つの施設の食事提供という複雑な業務を行なう中なかでも、決してあつてはならない食中毒事故を防ぐために、加熱食品の中心温度の測定、機器類の消毒の標準化など、毎日徹底した衛生管理に努めています。



病棟への配膳は保温・保冷ワゴンを使用しています。

食事療法を行う患者さんが食べる治療食というものがいろいろ、食事の種類が多いといふことが挙げられます。病院に入院した経験のある人なら、隣のベッドの患者さんと自分の食事が違うということに気が付いたことがある人もいるのではないかでしようか。疾患によっては食事に制限があり、それが重要な治療の一つとなる場合があります。現在、美祢市立病院では1回の食事につき20種類程度の治療食を提供しています。内容としては、エネルギー制限、蛋白質制限、脂質制限、塩分制限、また術後の消化の良い食事などがあります。複数の患者さんによつては、制限のある食事をとる人もいます。

この問題は全国的なものであり、増加し続ける生活習慣病に歯止めをかけるため、平成20年度から「特定健診・保健指導」を医療保険者が40歳から74歳の加入者を対象に実施しています。

平成22年では、ほぼ7割をこれらの中の疾患が占めています。この割合は年々増加傾向にあり、しかも年齢の比較的若い患者さんが増えている印象があります。

この問題は全国的なものであり、増加し続ける生活習慣病に歯止めをかけるため、平成20年度から「特定健診・保健指導」を医療保険者が40歳から74歳の加入者を対象に実施しています。

健診時の腹団、肥満の有無、検査値（血糖値、血圧、血中脂質）の結果、また喫煙歴の有無によって、特定保健指導を受ける対象者が決定します。動脈硬化になりやすいメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を、生活習慣の改善

栄養指導室の様子

栄養指導室の様子

ただきます。健診後に特定保健指導利用券が届いたら、ぜひ自分の健康のために特定保健指導を受けてみてはいかがでしょうか。

私達栄養科職員一同は、これからも食事を通じて患者さんの治療のサポート、また市民の皆さんへの健康維持に貢献していくことを考えております。食事についての気になることなどありましたら、お気軽に相談してください。

食事や運動等の日常的な生活習慣を見直すことで、メタボリックシンдро́ームの予防・改善は期待できます。特定保健指導ではその人にとって生活習慣の改善の方法と一緒に考えながら、無理がない方法を自分自身で決定してい

によつて予防又は改善することを目標としたのが特定保健指導です。美祢市立病院でも平成22年10月より、医師・保健師・管理栄養士による特定保健指導を実施しています。

美祢市立病院で特定保健指導を担当している職員は研修を受け、全員、日本人間ドック学会の人間ドック健診情報管理指導士（人間ドックアドバイザー）の資格を取得しています。

問合せ先 美祢市立病院
〔0837(52)1700〕

文化交流館 春の絵画展

大仏ミュージアム（長登銅山）

国本令子の世界

問合せ先	大仏ミュージアム（長登銅山）
日時	3月20日火曜日
場所	大仏ミュージアムシアタールーム
講師	國本令子氏
演題	「私と絵画人生」
講演会（無料）	
入館料	美祢市民無料
場所	大仏ミュージアム
時間	9時～16時30分
期間	4月10日火曜日まで
※月曜日休館	

美祢市美東町綾木に在住の秋吉台の四季折々の風景画を中心に、近隣の風景など、繊細なタッチの水彩画の数々をぜひご覧ください。

司法書士による無料法律相談会を開催します

日常生活でのいろいろな法律問題について、司法書士が相談をお受けします。たとえば、認知症などで判断能力が十分でない人を支援する成年後見制度、金銭トラブルや相続・登記に関することなどの相談も無料でできます。問題の解決にご利用ください。

対象者は市内にお住まいの人となります。

相談日時 原則毎月第1木曜日
13時～16時

相談場所 美祢市役所及び各総合支所

相談時間 1人20分以内

申込方法 電話による予約制で先着9人です。

予約受付開始は、原則無料相談会の1週間前の木曜日から開庁日の8時30分～17時に下記の電話番号で受け付けます。

予約電話 **市民相談室（☎0837(52)5230）**

問合せ先 市民課（☎0837(52)5230）

相談日 (時間13時～16時)	会場	予約受付開始日 (時間8時30分～17時)
4月5日木	美祢市役所	3月29日木
☆5月10日木	美東総合支所	☆5月1日火
6月7日木	美祢市役所	5月31日木
7月5日木	美祢市役所	6月28日木
8月2日木	秋芳総合支所	7月26日木
9月6日木	美祢市役所	8月30日木
10月4日木	美祢市役所	9月27日木
11月1日木	美東総合支所	10月25日木
12月6日木	美祢市役所	11月29日木
☆1月10日木	美祢市役所	☆1月4日金
2月7日木	秋芳総合支所	1月31日木
3月7日木	美祢市役所	2月28日木

☆は、相談日・予約受付開始日が定例日と異なるものです。

高額な外来診療を受ける皆さんへ

平成24年4月1日から、ひとつの医療機関において高額な外来診療を受けた場合、窓口での支払いを一定の金額までとすることができます。

これまでには、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていましたが、平成24年4月1日からは『認定証』を提示することで限度額を超える医療費を窓口で支払う必要がなくなります。

『認定証』は申請により交付となりますので、必要な人は手続きをお願いします。

70歳未満の人の限度額（国民健康保険）※保険税に滞納がある人は発行されません。

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1 %	44,400円
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1 %	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上の人の限度額（国民健康保険、後期高齢者医療保険）

所得区分	限度額
住民税非課税世帯	8,000円

問合せ先 市民課（☎0837(52)5231）

やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度のお知らせ



この制度は、障害のある人や高齢者などで車の乗降が困難な人のために、公共施設や店舗などに専用の駐車場を確保し、利用証が交付された人の利便性を高めるため創設された山口県の制度です。

なお、中国・四国・九州地方の各県でも同様の制度が開始されていますので、県外へ外出された時の利用も可能です。

対象

・障害、高齢、難病等により、駐車場の利用に配慮が必要な人

・けが、妊娠婦など一時的に、駐車場の利用に配慮が必要な人

利用証の交付・返還

・交付・返還窓口

地域福祉課、各総合支所市民福祉課、保健センター、美祢市社会福祉協議会各地域福祉センター

・申請時に持参するもの

身体障害者手帳や療育手帳、母子健康手帳など

※申請に必要な書類がありますので、詳しくは利用証交付窓口へお問い合わせください。

・利用証の返還

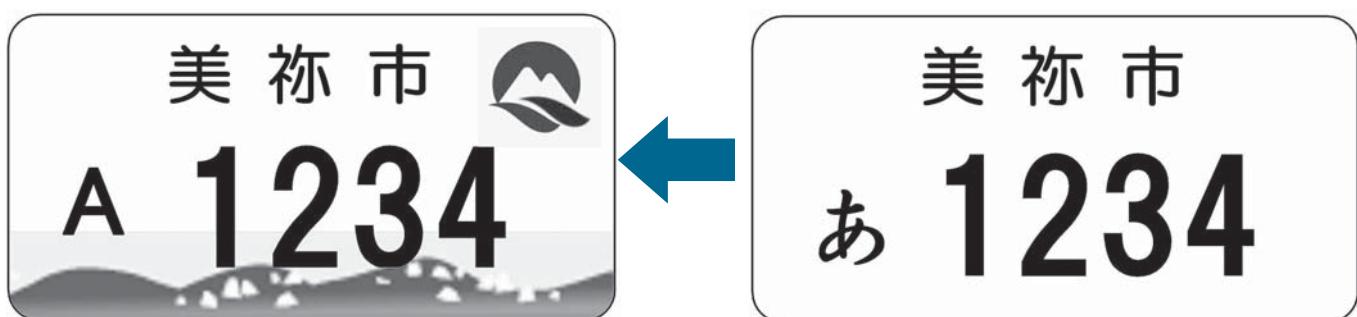
受けた人は、有効期限経過後、速やかに返還をしてください。

問合せ先 地域福祉課 [☎0837(52)5228]

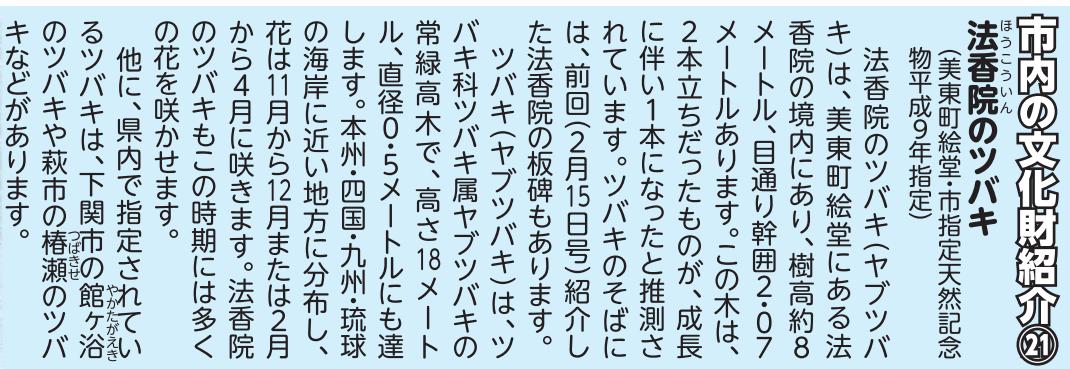
原動機付自転車の オリジナルナンバープレートの デザインを募集します

市では、原動機付自転車等のナンバープレートについて、美祢市らしさを市内外にアピールすると共に、市への愛着を深めていただくことを目的に、独自のオリジナルナンバープレートの導入を予定しています。

オリジナルナンバープレートの導入は県内初の取組みで、デザインは公募によるものとします。詳しいことは今後、広報やホームページによりお知らせします。



問合せ先 税務課 [☎0837(52)5234]



問合せ先 文化財保護課 [☎08337(53)0189]

犬の登録と狂犬病 予防注射日程と会場

犬の登録と狂犬病予防注射を実施しますので、生後3か月以上の犬を飼っている人は、最寄りの会場で必ず受けさせてください。

既登録犬には、事前にハガキを郵送しますので、必ずご持参ください。また、犬が死亡している場合は、次の問合せ先まで連絡してください。

なお、新規登録の犬は、登録料が必要です。(新規登録の場合は、当日カードを配布します。)

※市内動物病院で注射を受けられる際にも必ずハガキを

ご持参ください。

料金(1頭につき)

・登録料金 3,000円

・注射料および手数料 2,950円

※注射料及び手数料のお支払いの際は、千円札でお支払いただけますと、処理が早く行えますので、ご協力を
お願いします。

問合せ先 生活環境課

【0837(53)1090】

美東総合支所市民福祉課

【08396(2)5004】

秋芳総合支所市民福祉課

【0837(62)1910】

【美祢地域】

○4月10日火

南大瀬駅	9..	10..	9..
滝口・旧張本宅付近	9..	10..	9..
四郎ヶ原集会所	9..	30..	9..
杉原・加藤商店前	9..	45..	9..
江の河原集会所	10..	05..	10..
四郎ヶ原駅	10..	05..	10..
厚保出張所	10..	40..	20..
熊の倉停留所付近	10..	10..	10..
金山・長照寺前	11..	25..	11..
万倉地・生コン工場前	11..	40..	11..
上堀越停留所	11..	30..	11..
堂下・渋谷宅付近	11..	13..	11..
大岩郷入口	13..
堀越簡易郵便局前	14..
根越集会所	14..
横坂集会所	14..
山中生活センター	14..

梅香・平田宅付近	9..	50..	9..
原林業集落セントラル	10..	20..	10..
梅香公会堂	10..	05..	10..
大日集会所	10..	35..	10..
駒ヶ坪停留所	11..	05..	50..
平沼田・岡本宅付近	11..	10..	10..
深土・岡村長生宅付近	11..	20..	11..
上長尾停留所	13..	13..	11..
長尾公会堂	13..	35..	13..
保々停留所	13..	15..	11..
今山西福寺前	14..
三の瀬停留所	14..
下河内停留所	14..
豊田前出張所	14..
於福小学校前	9..
於福出張所	9..
金山・荒川秀司宅付近	9..
平国木林業集落セントラル	11..	10..	10..
小杉公会堂	10..	10..	10..
砂地公会堂	10..	50..	30..
吉友・石井自動車前	13..
石入・植田達彦宅付近	11..
三ツ杉公会堂	15..	55..	11..
下桃の木停留所	10..	9..	9..
一区集会所	9..
御注連橋付近	10..	20..	10..
二区集会所	9..
石屋形停留所付近	9..

○4月11日水
本郷停留所付近

沓野一区公会堂	9..	35..	9..
沓野二区・山名宅付近	9..	10..	9..
9..	35..	9..	40..
20..	25..

草井川ぶどう生産組合

荒川集会所	11..	11..	11..
上麦川停留所	13..	20..	10..
白岩集会所	13..	20..	13..
11..	40..	20..	11..
5..	5..	11..	10..

大嶺郵便局付近	11..	10..	10..
光輪保育園前駐車場	13..	55..	14..
羽永・千々松宅付近	14..	10..	14..
13..	55..	14..	00..
1..	1..	..	45..
10..	5..	..	30..
1..	1..	..	10..
5..	5..	..	55..
1..	1..	..	5..
1..	1..	..	4..
1..	1..	..	45..

河内集会所

重安駅	14..	14..	14..
14..	50..	30..	14..
5..	5..	15..	..
11..	11..	1..	..
10..	10..	9..	..

入見・篠田五郎宅付近	13..	40..	13..
13..	55..	14..	00..
1..	1..	..	45..
1..	1..	..	5..
1..	1..	..	4..
1..	1..	..	45..

河内集会所

○4月12日木	9..
9..
10..
11..
12..
13..
14..
15..
16..
17..
18..
19..
20..
21..
22..
23..
24..
25..
26..
27..
28..
29..
30..
31..
1..
2..
3..
4..
5..
6..
7..
8..
9..
10..
11..
12..
13..
14..
15..
16..
17..
18..
19..
20..
21..
22..
23..
24..
25..
26..
27..
28..
29..
30..
31..
1..
2..
3..
4..
5..
6..
7..
8..
9..
10..
11..
12..
13..
14..
15..
16..
17..
18..
19..
20..
21..
22..
23..
24..
25..
26..
27..
28..
29..
30..
31..
1..
2..
3..
4..
5..
6..
7..
8..
9..
10..
11..
12..
13..
14..
15..
16..
17..
18..
19..
20..
21..
22..
23..
24..
25..
26..
27..
28..
29..
30..
31..
1..
2..
3..
4..
5..
6..
7..
8..
9..
10..
11..
12..
13..
14..
15..
16..
17..
18..
19..
20..
21..
22..
23..
24..
25..
26..
27..
28..
29..
30..
31..
1..
2..
3..
4..
5..
6..
7..
8..
9..
10..
11..
12..
13..
14..
15..
16..
17..
18..
19..
20..
21..
22..
23..
24..
25..
26..
27..
28..
29..
30..
31..
1..
2..
3..
4..
5..
6..
7..
8..
9..
10..
11..
12..
13..
14..
15..
16..
17..
18..
19..
20..
21..
22..
23..
24..
25..
26..
27..
28..
29..
30..
31..
1..
2..
3..
4..
5..
6..
7..
8..
9..
10..
11..
12..
13..
14..
15..
16..
17..
18..
19..
20..
21..
22..
23..
24..
25..
26..